

第 10 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年10月26日 午後3時00分から3時30分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	欠席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 7番 田守 康浩 委員
 - 8番 石王 雅士 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 土地の現況証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議 長 ただ今から、令和2年第10回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、7番 田守康浩委員、8番 石王委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第1号第1項から第10項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。報告第1号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第1号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 10月16日に譲渡人のお宅に伺い、現地の確認をしてまいりました。親子間の贈
与ということで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第1号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第1号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5番 先日、譲受人のところへお伺いし、お話を聞いてまいりました。この案件につきま
しても親子間の贈与ということで、何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 一昨日、午前中に借主である息子さんから、午後から貸主であるお父様からお話を
伺ってまいりました。息子さんは、大学卒業後、就農し、今現在は町内会の役員とし
ても頑張っておられます。経営移譲に向けた親子間の使用貸借ということで、何ら問
題はないと思われま
す。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は、農業機械の大型化及び台数が増加したことに伴い、農機具の収納施設が不足しているため既存倉庫の増築を計画するもので、用地の選定にあたり、既存の倉庫・格納庫に隣接していること、作業効率や農地への影響が最小限になることを考慮し、本申請地に建設しようとするものです。

申請地については、別添「調査書」の3ページから9ページにあるとおりで、612.28平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の3ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、「調査書」の4ページから6ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関からの融資証明書が提出されております。

また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われれます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 9月10日に申請人立会いのもと、事務局とともに現地調査をしてまいりました。今回、倉庫の増築ということですが、農業機械の大型化により格納に困り、作業場を含めての申請を上げたところがございます。「調査書」の9ページを見ていただければわかりますとおり、南側にある車庫を解体して既存の倉庫に繋がる形で増築することとございます。必要最低限の面積での申請であると思われれます。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで

すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから15ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 先月、現地を事務局とともに調査してまいりました。先ほど議案第2号で報告しましたとおり、息子さんへ経営移譲するために宅地まわりの整理ということで、今回、願出を出したところでございます。「調査書」15ページを見ていただければわかりますとおり、必要最低限の面積での現況に合わせた整理であると思われれます。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の16ページから18ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

1番 10月2日に事務局とともに現地調査をしております。「調査書」18ページの図面でもわかりますように、宅地と農地の境に土留めと柵がありまして、宅地を囲うよ

うに排水路もございます。今回、道路拡幅工事のため測量された際に、境界がずれていることがわかり、南側の住宅の方の土留めと柵が申請者の農地に入っている状態となりましたので、現状に合わせた地目にするという案件でございます。申請者にご理解いただいて出された申請でございますので問題はないと思われまます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第10項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

つきましては、第11項からご説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。

(議案第5号第11項から第12項朗読、説明)

以上、第1項から第12項までにつきましては別添「調査書」19ページから22ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第12項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第12項について、決定いたします。以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和2年第10回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後3時30分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年10月26日